

令和7年度 兵庫教育大学附属中学校いじめ防止基本方針

兵庫教育大学附属中学校

1 いじめ防止基本方針の策定の目的

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、近年、SNS等を介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るためにには、社会的変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

兵庫教育大学附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校（以下「附属学校園」という。）は、日本の教師教育をリードする兵庫教育大学の附属学校園として、ミッションとビジョンを遂行し、先導的な教育実践研究を推進すると共に、一人一人の子どもの学びや成長が保障される創造性豊かな教育の実現等をめざしている。

兵庫教育大学が掲げるミッションやビジョンを適切に遂行するためには、附属学校園の教育に魅力を感じ、大きな期待を膨らませ通う子どもたちが、安心・安全に教育活動が行えるよう、子どもの声や主体性を大切にしながら、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考える。また、全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごすことができ、一人一人の笑顔が輝く学校園づくりを進めるためにも、附属学校園はもとより兵庫教育大学を含めた組織全体で、いじめ防止に取り組む必要がある。

そこで、附属中学校においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）に基づき、すべての子どもたちにとって安心して充実した学校生活を送れる場になるよう、いじめのない学校づくりを推進するために、学校いじめ対策組織、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアル等いじめに対応する行動計画として「兵庫教育大学附属中学校いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備するなど、いじめの未然防止に努めると共に、生じた場合には、いじめの早期発見・早期対応による適切かつ迅速な解決を図る。

なお、別紙チェックリスト等を活用し、学校いじめ対策組織である「いじめ対策委員会」の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検実施を行うことに加え、毎年度の取組の評価を行い、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを確立する。

2 いじめの定義と教職員の基本的な姿勢

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題に取り組むにあたって、兵庫県が定める「いじめ対応マニュアル（令和7年3月改定）」を活用し、「いじめ」に関する正しい基本認識を持ち、日々「未然防止」と「早期発見」「早期対応」的に確実に取り組むと共に、ネット上のいじめや組織的対応や重大事態への対応等について、認識を深めることが重要であり、その目標を達成するため、学校いじめ防止プログラムを適切に実行する。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

兵庫県「いじめ対応マニュアル（令和7年3月改定）」より

3 いじめ防止等に向けての取組

(1) いじめの未然防止

①生徒理解に基づいた学級・学年・学校づくり

- 日々の学校生活の中で、生徒が互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動が放置されていないかを常に意識し、生徒が安心・安全に過ごせる学級や学校になるような居場所づくりに努める。
- 一人一人の持ち味や良さに気づき、互いを認め合い、思いやる仲間づくりを中心とした経営を行う。
- ルールを守ったり、与えられた役割を果たしたりすることで、居心地がよく所属感が感じられる場をつくる。
- 「褒めて育てる」という発想ではなく、「認められて育つ」という発想で、他者の役に立っていると感じることができるように心掛け、生徒の自尊感情を育む。
- 生徒の考えや意見等が表出された板書や教室環境づくりを行う。
- HPや各種通信等を通して、学校の状況や取組を発信すると共に懇談会等を通じて保護者との連携に努める。

②一人一人を大切にした居場所づくりと絆づくり

- 日々の学習を通して、その成果や生徒の思いを可視化し、個々の頑張りを認め合う雰囲気づくりに努める。
- 主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ他者の役に立っているという自己有用感を生徒全員が感じ取れるような絆づくりに努める。
- 学校行事では、生徒の自主的・主体的な活動を促し、自らが目標を持ち、責任をもって行動し、振り返りを通して自らの成長を実感できるようにすると共に、仲間の頑張りや支えに気づくことができるようとする。
- 生徒会活動では、生徒集会や専門部会での話し合いや運営を通して、遠慮なく自分の意志表示ができたり、自分も生徒会の一員であると実感できたりする取り組みを進める。また、思いを実現するためには、仲間との協力が必要だということに気づけるような働きかけを行う。
- 探究総合では、取り組みの過程で、自分の幸せだけでなく、仲間一人一人の幸せを追求する姿勢を育む。さらに、物理的な環境だけでなく、周囲の理解や思いやりがあるからこそ、一人一人に居場所が生まれるということに気づけるようとする。また、振り返りを通して、互いの頑張りや課題を見つめ直し、良いことも悪いことも心をひらいて言い合える仲間づくりをめざす。

③道徳教育・人権教育・情報教育の充実

- すべての教育活動を通じて道徳的知識だけでなく、他者の立場に立って考える想像力、共感力、対話力を育み、自分も相手も大切にできる力をつけるよう努める。
- 自己の生き方を考え、目標を立て、主体的な判断の下に行動することで、自立した一人の人間として他者と協働してよりよく生きるための基盤を養う。
- 情報モラルや情報リテラシー教育の充実を図り、情報社会に対応できる判断力と責任感を育む。情報発信による他者への影響を考え、責任ある行動をとる力、危険を回避しながら情報を正しく安全に活用する力を育むよう努める。

(2) いじめの早期発見

①日々の生徒観察

- すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得るという観点に立ち、教育活動中の見取りや校内の見回り等により、普段から小さな兆候を逃さないために観察や気づきを大切にする。

②アンケートによる実態把握

- 毎学期1回いじめアンケートを実施し、「いじめ対策委員会」においてその結果から分かれるデータを全体と個々の両面から正確に把握し、教育相談や迅速な対応に活用する。
- 生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、定期的に周知を図ると共に、アンケート結果を過信せず、それ以降の自発的な相談や報告を促すための場をつくるよう努める。

③家庭との連携及び情報交換の実施

- トラブル時だけでなく、生徒の様子を保護者に連絡し、日常的に信頼関係を丁寧に築いておく。
- 学校だよりや様々な通信、ホームページ等を通して、積極的に学校の様子を伝えると共に、いじめ対策委員会からの情報発信等にも努め、保護者に対するいじめ問題に関する啓発を図る。

(3) いじめの早期対応

- 「いじめ対策委員会」は、いじめの相談・通報を受ける窓口を担い、生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた際、生徒から通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、複数人の教職員で情報を共有し、迅速に対応する。
- 日頃から迅速な報告・連絡・相談を徹底し、いじめが発覚した場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに情報を共有すると共に組織的に対応する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、発達支援医、スクールロイヤーを適切かつ効果的に活用し、専門的知見を基に一人一人に応じた対応を行う。
- 対処事案が発覚した場合は、早急に「いじめ対策委員会」による緊急対策会議を行い、指導の方針を決め、保護者等と連携し、迅速に解決に向かう策を講じる。

(4) 学校いじめ防止プログラム

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する活動を、年間の学校教育活動全体を通じて行なうことが求められる。このため、教員研修や保護者への周知啓発等、いじめ防止等に資する多様な取組を体系的かつ計画的に取りまとめた、学校いじめ防止プログラムを策定し、年間計画に位置付けた上で、学校いじめ防止プログラムの取組の成果を評価する。

(5) 早期発見・事案対処マニュアルの運用

本校における学校いじめ対応マニュアルとしては、兵庫県が定める「いじめ対応マニュアル（令和7年3月改定）」を活用しつつ、(2)～(4)の取組と別添の図による早期発見・事案対処マニュアルにより、いじめの未然防止及び早期発見と事案が生起した際には適切に対処するものとする。

(6) P D C Aサイクルの確立

学校においては、別紙チェックリスト①いじめ重大事態に対する平時からの備え「学校における平時からの備え」（令和6年12月25日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ防止対策の更なる強化等について」別添資料2）等を活用し、わかりやすい形で、成果や結果とそれらを実現する取組について、学校の全ての教職員が、対策の実効性を確保するための方策についてしっかりと理解できるようにした上で、適切に実施できているか等の点検・評価に基づき、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを確立する。

4 いじめに対する事案対処

(1) 学校いじめ対策組織

①「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応・重大事態への備えを、学校全体で組織的かつ継続的に実施するため、「いじめ対応委員会」を常設する。この組織は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担うと共に、いじめに関する全ての事案に対して中核的な役割を担う学校内の専門的組織であり、いじめ

対策の取組の計画など達成目標の設定、評価、検証などP D C Aサイクル評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどの役割も担う。

②構成メンバー

- 校長、副校長、総務主任、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、特別支援コーディネーター
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、発達支援医、スクールロイヤー等

③対策会議の開催

- 定期対策会議：定期的に開催し、相談・通報内容やアンケート結果、日常の観察や情報等をもとに、生徒の状況を共有し必要な対応を検討する。
- 緊急対策会議：いじめの疑いに関する情報を把握した場合に速やかに開催し、対応方針を協議する。状況に応じて、出席可能なメンバーにより柔軟に開催することができる。

(2) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

①情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況を記録する。

②いじめ発生時の初期対応

- 校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。
- 事実関係の把握は、はじめに担任が行うことが多いが、必要に応じて複数の者で正確かつ迅速に行う。
- 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- 聞き取りや把握内容、対応の経過等の記録を取り、「いじめ対策委員会」で共有し、必要に応じて管理職から大学への報告・連絡・相談を円滑に行い、連携を図る。
- 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- 保護者からの訴えを受けた場合、担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めると共に迅速な対応を行う。
- いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な事実確認に努め、説明責任を果たすことができるよう努める。

③「いじめ対策委員会」緊急対策会議での対応

いじめの内容を共有し、いじめ行為の背景や原因について的確に見立て、解決に向けた目標と対策の計画をたてる。生徒本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を迅速に行う。なお、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、ためらうことなく警察に通報・相談する。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

- いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、教職員は味方となり支える。
- 保護者に対しては、担任や学年団、生徒指導主事、副校長等で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。
- 保護者の考え方や問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ対策委員会に協議が必要な場合は、相談の上できるだけ早く連絡する。

(4) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- 事実を確認し、いじめられた生徒の心情を共に考え、繰り返さないよう指導する。
- 保護者に対しては担任や学年団、生徒指導主事、副校長等で対応し面談を通して事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、本校と共に協力しながら解決していくように促す。
- 加害の生徒の「人権」を否定するのではなく、いじめという「行為」を否定していること

を保護者に明確に伝え、加害の生徒の成長にもつながるような支援の視点での指導に努める。

(5) その他留意事項

①組織的な指導体制構築のための教員研修の実施

いじめへの対応は、全教職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、教職員の共通理解を図ると共に、いじめへの対応についての資質向上を目的とした研修を行う必要がある。目的を明確にしたいじめ対応研修会を年間スケジュールに組み入れ、実施する。

②生徒と向き合う時間の確保

教職員が生徒と向き合い、生徒理解を深めることがいじめの防止には不可欠である。そのためには校務分掌を適切に行い、効率化を図るなど働き方改革に努めると共に、教職員が生徒と向き合う時間を確保することが重要である。

③家庭、地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域との協力が欠かせない。いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識を持つように努める。また、地域を持たない附属学校園においても、保護者、教職員以外にも学校を支える様々な人々との連携協力が求められる。そのため、学校運営協議会制度を十分に活用し、意見聴取をするなど、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かの検討を行い、必要に応じて見直しを実施する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①生命・心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③留意点

生徒及び保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) いじめ重大事態の発生と対応

- ①速やかに学長に報告し、指示に従って必要な対応を行う。
- ②大学と協議のうえ、重大事態を明確にするための調査を行う。
- ③上記組織において、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。但し、個人情報の取り扱いには十分に配慮する。
- ⑤調査結果を学長に報告する。
- ⑥調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

6 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

(1) 方針の策定・見直し

- いじめ対策委員会が中心となって、年度当初に取組目標を定める。
- 年度末には、取組状況を評価し、必要に応じて方針を見直す。

- チェックリストを活用したPDCAサイクルによる見直しにより、方針の継続的改善を図る。
- 本方針に基づく取組状況は、学校評価にも反映させる。

(2) 周知・啓発・連携・参画

- 方針の策定・見直しにあたっては、保護者・生徒・地域関係者の意見を参考にするよう努める。
- 策定後は、学校ホームページ等で方針を公表する。
- 入学時や年度初めの保護者説明会等を通じて、いじめ防止基本方針の周知といじめ対策委員会の存在と活動に関する啓発を行う。
- 学校いじめ防止プログラム（年間計画）に位置づけられている全校集会・学年集会等を通じて、生徒にもいじめ防止基本方針の内容を分かりやすく伝え、いじめ対策委員会の存在と活動に関する啓発を行い、自分たちの学校の取組として理解を促す。

学校いじめ防止プログラム（年間計画）

	学校	生徒（生徒会）	保護者	地域
4月	○職員会議（生徒理解） ○職員研修（いじめ防止基本方針の共通理解と徹底） ○生徒・保護者への周知 ○いじめアンケート	毎月1回の発達支援医、スクールロイヤーとの相談 生徒指導部会（いじめ・不登校対応委員会）SC・SSWとの連携	○始業式 ○入学式 ○学年集会 ○生徒会歓迎会 ○生徒会専門部会	授業参観 学級懇談会 PTA総会
5月	○職員会議（生徒理解） ○体育大会 ○情報講演会 ○キャリア教育調査		○体育大会 ○生徒会専門部会	○加東市青少年補導委員会等合同研修会・支部連絡会、ネット見回り隊担当者会議 ○東播磨地区人権教育研究協議会 ○加東市同和人権協議会
6月	○職員会議（生徒理解） ○スクールロイヤー研修 ○いじめアンケート ○教育相談 ○発達支援医訪問校内巡回と相談		○生徒集会 ○生徒会専門部会	教育相談の周知・情報共有と連携
7月	○職員会議（生徒理解） ○いじめ・不登校対策委員会 ○ハラスメント防止研修		○生徒集会 ○生徒会専門部会	三者懇談 ○附属学校運営協議会（いじめ防止基本方針の確認） ○兵庫県人権教育研究大会東播磨大会 ○加東市同和人権協議会
8月	○職員会議（生徒理解） ○職員研修（生徒理解） ○スクールロイヤー研修		○フィンランド訪問（国際理解教育）	
9月	○職員会議（生徒理解） ○いじめアンケート ○発達支援医訪問校内巡回と相談 ○校外学習（1・2年） ○修学旅行（3年）		○始業式 ○学年集会 ○生徒集会 ○生徒会専門部会	○兵庫県人権教育研究大会中央大会
10月	○職員会議（生徒理解） ○いじめアンケート ○教育相談（全体）		○友嬉祭 ○生徒集会 ○生徒会専門部会	教育相談の周知・情報共有と連携
11月	○職員会議（生徒理解） ○文化講演会		○生徒集会 ○生徒会専門部会 ○生徒会選挙	教育相談の周知・情報共有と連携 ○加東市ネット見回り隊担当者会議 ○全国人権・同和教育研究大会 ○加東市同和人権協議会
12月	○職員会議（生徒理解） ○いじめ・不登校対策委員会		○生徒集会 ○生徒会専門部会 ○終業式 ○学年集会	三者懇談 ○附属学校運営協議会 ○加東市同和人権協議会
1月	○職員会議（生徒理解） ○スクールロイヤー研修		○始業式 ○学年集会 ○生徒会専門部会 ○生徒集会	○加東市同和人権協議会
2月	○職員会議（生徒理解） ○いじめアンケート・個別相談 ○発達支援医訪問校内巡回と相談 ○いじめ・不登校対策委員会		○生徒集会 ○生徒会専門部会	学校評価アンケート
3月	○職員会議（生徒理解） ○小学校との引継ぎ ○発達支援医訪問校内巡回と相談		○生徒集会 ○生徒会専門部会 ○卒業式 ○修了式 ○学年集会	○附属学校運営協議会における評価と検討（いじめ防止基本方針の取組）

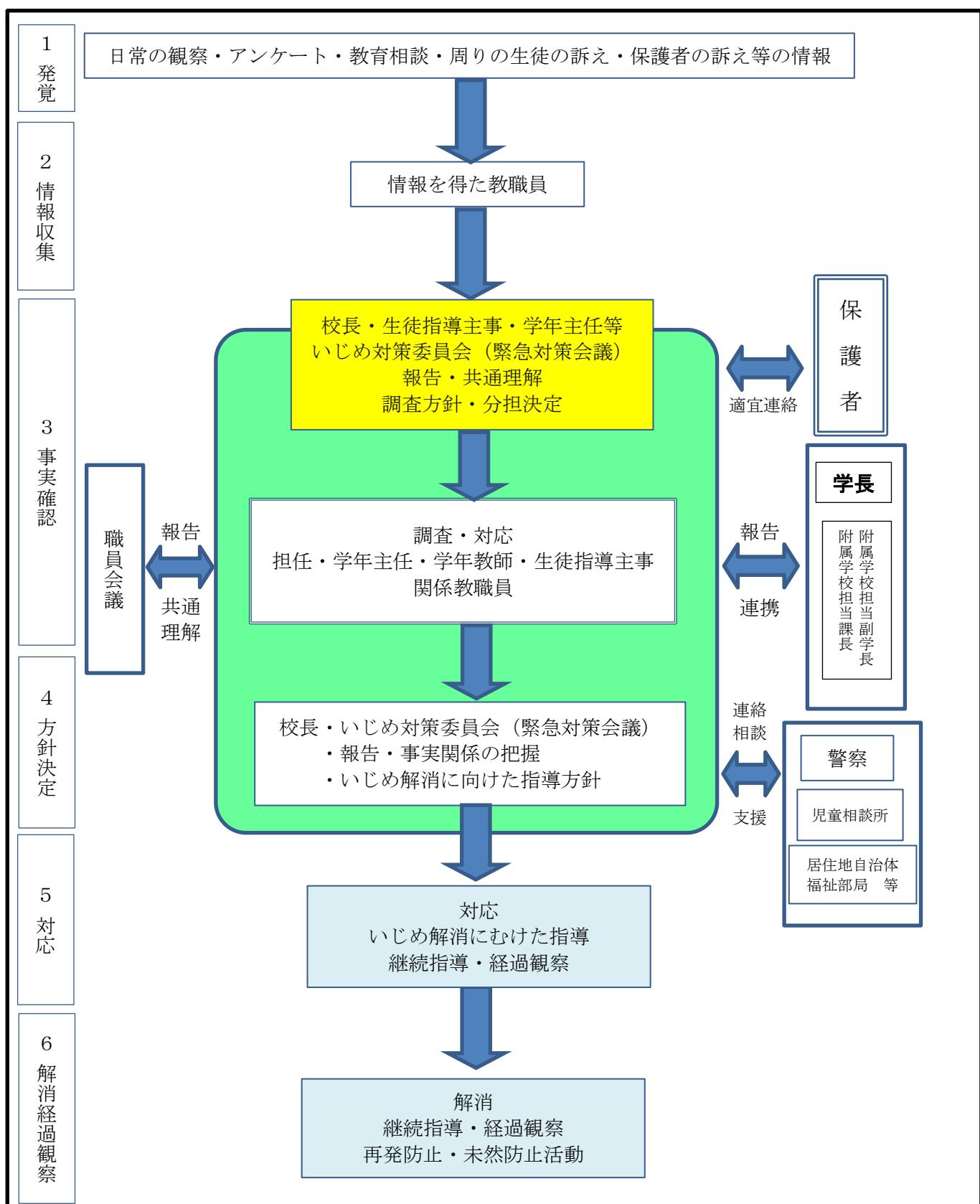
※令和7年度においては次の取組を行う。

7月～8月：いじめ防止基本方針改定、ホームページへ掲載、教員研修の実施

9月：いじめ防止基本方針の保護者への周知

早期発見・事案対処マニュアル

【図】いじめ対応の流れ



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ()

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れたり落書きがあったりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |
| <input type="checkbox"/> 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | <input type="checkbox"/> にやにや、へらへらしている |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている（返事の時の声のトーンにも注意を払っている等）
- 連絡帳・生活ノート等を確認している（筆圧や文字の書き方等の変化を見逃さない等）
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教員と情報共有をしている
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報を共有している。

- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- 生徒指導提要で示された、いじめの対応の基本について、理解している
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- いじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- いじめ対策委員会のメンバーをしっている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、いじめ対策委員会に報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、特別の教科道徳、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている
- 子どもや保護者との「学校いじめ防止基本方針」の共有に努めている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- いじめ対策委員会の会議を定期的に開催している
- 学校いじめ防止基本方針を用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて見直ししている

いじめ対策に関するP D C Aサイクル（中学校）

